

SMBC (CHINA) NEWS



2020年6月18日

上海自貿区の臨港新エリア、外債の一括登記を試行

国家外債管理局上海市分局は、2020年6月5日、《中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアにおける外債登記管理改革試行の実施に関する通知》(上海匯發[2020]26号、以下、本通知)を公布しました。

本通知により、上海自貿区臨港新エリアに所在する企業は、一定の条件を満たした場合、上海外管局において一括外債登記業務を申請できます。当該業務の登記後、試行企業は、純資産の2倍を限度額として、登記限度額内で複数回の外債を借り入れることができ、一件毎の外債締結登記が不要となります。

当該試行は、2020年2月以降、海南省、広東省において先行して実施されてきました。今般、上海自貿区臨港新エリアにも試行が拡大されることになり、試行企業にとっては外債の事務手続の大幅な簡素化・利便化が期待されます。

1. 本通知の概要

本通知における一括外債登記業務は、現行の外債管理と比べて登記限度額や具体的な取扱などに違いがあり、さらに現状、投注差モデルを選択している企業は対象外となっていることにも留意が必要です。

<従来の外債管理との比較>

項目	現行の外債管理	一括外債登記業務(本通知)
適用範囲	全国	上海自貿区臨港新エリア
管理モデル	①マクロプルーデンス管理モデル または ②投注差モデル	マクロプルーデンス管理モデル
外管局への登記	外債契約毎に外債締結登記が必要	一括外債登記をすれば 外債契約毎の外債締結登記が不要※
登記限度額	①純資産×2.5 ②投注差	純資産×2
利便性	—	一括登記の限度額内で複数回・ 複数の国外主体から外債を借入可能

※ 試行企業の「内保外貸(国内保証・国外貸付)」項目資金の外債形式による国内への還流、国外における債券発行、「外保内貸(国外保証・国内貸付)」履行時の外債登記の場合、一件毎の外債締結登記が必要。上海外管局は、当該締結額に基づき一括外債登記の限度額から控除

SMBC (CHINA) NEWS



2. 一括外債登記業務の取扱

業務内容

- 条件に合致する非金融企業は、利便的な登記手順に基づき上海外管局への一括外債登記業務を申請可能、試行企業は外債一件毎の締結登記が不要
- 一括外債登記の手続後、登記限度額内で業務登記証憑に基づき銀行において外債口座の開設・外債資金の入出金および両替手続が可能
- 試行企業は、外債契約・人民元転・資金使用などに関わる証明資料を検査に備えて5年間保管

試行企業

- 上海自貿区臨港新エリア内に登録、かつ以下の条件を充足する非金融企業法人
 - ・ 成立期間が満一年以上かつ実際の経営業務活動があり、「マクロプルーデンス管理モデル」を選択して外債を借入済み
 - ・ 直近3年に外債規定違反の行政処罰の記録がない（設立3年未満の企業の場合、設立日以降）
- 不動産企業・政府融資プラットフォーム・融資性担保会社・少額貸付会社・質屋業・ファイナンスリース会社・商業ファクタリング会社・地方資産管理会社などの機構、および「投注差」モデルを選択して外債を借り入れている企業は、本業務の対象外

提出資料（上海外管局に提出）

- 申請書（基本状況・一括登記を申請予定の外債金額・直近3年に外債規定違反の行政処罰の記録がないことの内容説明などを含む）
- 営業許可証
- 直近一期の監査済み財務報告

登記限度額

- 一括外債登記の限度額は、クロスボーダー融資リスク加重残高上限を超過不可（現行、純資産×2）
 - ・ 当該上限＝純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節係数
クロスボーダー融資レバレッジ率＝2、マクロプルーデンス調節係数＝1（いずれも初期値）
- 試行企業にすでにクロスボーダー融資が発生している場合、一括外債登記の限度額から一件毎に登記した外債締結金額を控除。当該外債の返済後、試行企業は、限度額の増額を申請可能
- 「内保外貸（国内保証・国外貸付）」項目資金の外債形式による国内への還流、国外における債券発行、「外保内貸（国外保証・国内貸付）」履行時の外債登記の場合、一件毎の外債締結登記が必要で、当該締結額に基づき限度額から控除
- 一括外債登記の手続後一年以内に実際の外債引出が未発生の場合、上海外管局は限度額を0に調整可能
- 試行企業の本年の純資産が前年末の監査済み純資産から20%を超過して上下変動した場合、自主的に上海外管局に報告し、一括登記の外債金額調整の申請が必要

以上

SMBC (CHINA) NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500